

鈴鹿市総合評価落札方式試行要領の運用基準

この基準は、鈴鹿市総合評価落札方式試行要領（以下「要領」という。）に関する運用について定める。

1 対象工事

設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）7千万円以上の建設工事を対象とする。

設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）1億円以上は原則として技術提案型の適用を検討する。

なお、適用対象工事は、原則として土木一式工事と舗装工事の一部で実施する。

2 総合評価落札方式の執行について

総合評価落札方式の執行については要領によるものとする。

3 評価項目等について

- ・ 評価項目は要領別添1「総合評価点算定基準」による。技術提案型における評価項目は工事案件に応じ適宜抽出して適用する。
- ・ 採点は、入札者から提出される評価項目算定資料届出書に基づき行う。
- ・ 評価は、絶対評価とする。
- ・ 求める技術提案における評価については、配置予定技術者に対し、あらかじめ工事特性や地域特性に応じたテーマを与え、レポートの提出を求めてその内容について意思確認を行うためのヒアリングを行い評価する。
- ・ 技術力の技術提案は、特定のテーマを設定し提案及び評価が容易にできることに留意し、提案内容の具体的な検証の方法を記載させることとする。
- ・ 具体的な検証方法とは、実施内容を書面で残せる形式を求める。
- ・ 技術提案は提案者を明確にさせるため提案者氏名（配置予定技術者を想定）を記載させることとする。また、ヒアリングにおいては提案者本人からの聞き取りを行うことを原則とするが、不可能な場合には技術提案に関し会社の代表として責任持って説明できる者であることとする。
- ・ 設定した評価項目すべて提案を義務づける。

4 配置予定技術者について

- (1) 評価項目等において当該工事に配置を前提とした技術者を評価するため、以下の場合に入札を無効とする。
 - ① 評価項目算定資料届出書の現場代理人又は主任（監理）技術者氏名欄に記入のないとき。
 - ② 同一入札日に複数の総合評価落札方式案件があり、それぞれの案件に対し同じ技術者氏名を評価項目算定資料届出書に記入したとき。この場合、一つの案件を配置予定としそれ以外の入札を無効とする。
 - ③ 開札までに配置予定技術者が他工事に配置されたときや病気・怪我、退職等により当該工事に配置できなくなったとき。入札者はこうした事由が発生したときは直ちに参加資格喪失届を提出するものとする。
- (2) 落札金額が低入札防止基準価格未満であるときに配置をする専任の担当技術者の取扱い
は、次のとおりとする。
 - ① 専任の担当技術者は、1級又は2級国家資格（建設機械施工技士又は土木施工管理技士）を保有する者とする。
 - ② 落札候補者となったときは、専任の担当技術者届出書を提出するものとする。
 - ③ 主任（監理）技術者と現場代理人が兼務をしていない場合は、専任の担当技術者と現場代理人との兼務を認めるものとする。
 - ④ 専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱いと同様とする。

5 総合評価落札方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の設置について

技術審査会の設置については要領によるものとする。

6 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令167条10の2第4項に定められる学識経験者の意見聴取は、技術提

案型は個別に意見聴取を実施するものとし、工事成績評価型は、業種ごとにパターン化した工事をその代表箇所を説明し一括して意見聴取する。

学識経験者の意見聴取は、三重県が設置する「三重県公共工事総合評価意見聴取会」を利用する。

入札担当者は、工事概要とその特性に合わせた評価項目の設定根拠を説明する。

学識経験者への意見聴取項目は、次のとおりとする。

- ① 総合評価落札方式による適否と評価項目・評価基準に関すること
- ② 落札者の決定に関すること

7 失格基準の設定について

総合評価落札方式で決定する入札は、確実な履行を確保する必要があることから、失格基準を設定するものとする。失格基準の算出方法は、要領第5条第2項によるものとする。また、失格基準の下限は予定価格の10分の7.5であることから、入札価格が予定価格の10分の7.5未満の者は無効とする。

8 技術提案型のペナルティの考え方

- (1) 4月1日～3月31日の1年間に技術提案の不履行の確定がなされた工事のある企業に対しては、その翌年度に入札の公告が行われる総合評価落札方式の評価において、不履行工事1件あたり10点を価格以外の評価点から減点する。
- (2) 監督員は、工事着手に当たり技術提案に関する仕様を十分に把握し工事施工において、提案が安易に未達成になることがないように受注者と協議すること。
- (3) 1件の工事において複数の項目で未達成となる場合においては、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱別表第2第5項第1号「不正又は不誠実な行為」に該当することも視野に入れることを周知徹底する。

なお、技術提案の不履行についてはペナルティを科すことを考慮し、技術提案に関する履行確認は確実に実施することが必要である。このことを考慮に入れ、上記(2)の協議を確実に実施し、工事実施後の履行確認が適切に実施できるように努める。(具体的な検証方法として実施報告書などの提出を求めるなど)

9 技術提案型の評価の実施

(1) 評価方法

評価から応札、落札者の決定までの作業は、公平性・透明性の確保のため、以下により行う。

- ① 技術提案書の受取後、技術審査委員会によりすべての評価項目の内容を確認し有効な提案かどうかを判断し、採用・保留・否採用・提案無しを決定する。

※採用：提案が認められるもの

※保留：提案内容に不明な点があり、ヒアリングにおいて確認のうえ判断が必要なもの

※否採用：提案が有効であると認められないもの、又は意味不明・判読不可能なもの

※提案無し：提案が未提出であるもの

- ② 技術力の提案に関するヒアリングを行い、提案内容及び作成者の技術力の確認(提案者本人作成であるかどうかを含め)を行う。なお、ヒアリングでは提案内容の不明点を確認するものとし、あらかじめ質問事項を設定しておくものとする。ヒアリングでの新たな提案、提案内容の変更は受け付けない。

ヒアリングにおいては、技術審査委員会において保留とした提案の採否、及び採用とした提案の中でも不明な点を確認した結果、提案を認められないと判断する場合は、その旨通告する。(第1号様式)

※この時点で、提案の否採用については明確に通告しないと、契約時点で工事仕様となるので注意が必要である。

- ③ ①の結果による価格以外の評価点を鈴鹿市公式ホームページ上で公表する。(第2号様式)

※すべての項目で提案を義務付けており、提案が未提出であれば入札参加資格がないものとする。

- ④技術力の評価は、ヒアリング後、各委員が独自の判断で評価を行い、直筆にて調書に記入する。(委員会総意の評価は行わない。)
- ⑤技術力の評価は、すべての参加者の技術提案を把握したのち、各業者の提案ごとに評価する。
(全体の提案に対する相対的な視点に立っての評価基準に照らした評価を行う。)
- ⑥技術提案の評価点と工事成績評価型の評価点の算出を行い価格以外の評価点を決定し鈴鹿市公式ホームページにおいて公表する。
- ⑦入札参加業者から疑義がある場合は疑義を受け付け、速やかに回答する。
- ⑧開札した応札額に基づき価格点を算出し、その価格点と価格以外の評価点を合算し総合評価点を算出する。その総合評価点は鈴鹿市公式ホームページ上で公表する。(第2号様式)
- ⑨落札候補者の参加資格確認を行い、落札候補者を確定する。
- ⑩三重県公共工事総合評価意見聴取会において学識者に落札候補者の確定について意見を伺う。
- ⑪落札者の決定を行い、落札業者には落札決定通知書を送付し、鈴鹿市公式ホームページ上で入札結果を掲載する。

(2) 技術提案の評価点について

各項目の技術提案の評価点は原則各委員の評価点の平均値とし、小数点以下の数値となる場合、小数点以下を切捨て整数化する。

10 技術提案型の契約について

技術提案型による契約については、落札者の技術提案が工事仕様になることから、技術提案書と別紙「総合評価落札方式に伴う技術提案書の取扱い、様式A～D」を契約書に、施工中に使用する監督命令書には写しをつづることとし、技術提案書の取扱いが適切に出来るようにする。

提案を採用したものの評価が0点であったものについても技術提案としては有効であるものとする。(その内容に即した履行を求める。)

契約後、初回打合せにおいて、技術提案に対する詳細の内容と検証方法について協議を実施し、協議書を作成し設計書類に添付しておく。

特に技術力要件に関する検証方法については実施報告書(実施記録及び記録写真等)の提出を求めるなどの対策を検討する。とりわけ、施工途中の取組に関する提案など工事完成検査においては確認できない内容のものについては履行確認を書面で行う。

11 技術提案型の工事の施工

施工においては、監督員は受注者の技術提案を十分把握し、現場において提案と異なる施工が認められた場合には速やかに内容の確認を協議し、意思の疎通を図ることとし、その内容は必ず協議書で残すこととする。(発注機関と受注者の提案内容の解釈の相違がないように十分協議する。)

受注者から提出された「総合評価落札方式技術提案履行確認協議書」は、「総合評価落札方式に伴う技術提案書の取扱い」の記載に従い、速やか(契約締結後14日以内)に協議書を取り交わすとともに契約書及び施工中に使用する監督命令書には写しをつづり、技術提案書の取扱いが適切に出来るようにする。

また、技術提案が、受注者の責めに帰することのできない事由により、一部又は全部が履行不能となる場合、内容の確認を協議し、意思の疎通を図ることとし、その内容は必ず協議書で残すこととする。

12 技術提案型の技術提案履行の確認

工事完成に先立ち、監督員は協議書類等に基づき技術提案内容が履行されたかどうかを判断し、発注者及び受注者で履行確認書を取り交わす。不達成項目があった場合は、受注者と協議し、手直し・再度施工が可能なものについてはその施工をさせる。手直し・再施工が不可能な場合は、発注者及び受注者で履行確認書において当該項目を不履行として確認を行う。

完成検査においては、発注者及び受注者で施工時に取り交わした「総合評価落札方式技術提案履行確認協議書」、「総合評価落札方式技術提案履行確認書(施工時)」、添付書類及び現場で再度確認できるものについては現場確認を行い、「総合評価落札方式技術提案履行確

認書(検査時)」を発注者、検査員及び受注者で取り交わす。

13 技術提案型の技術提案履行確定の通知

完成時の完成検査において作成された確認書により、発注者は「総合評価落札方式技術提案履行確定通知書」を作成し、工事成績通知と併せて受注者に送付する。

14 技術提案型の予定価格について

工事公告に当たり、予定価格をあらかじめ設定できないものについては、その旨を工事公告に必ず記載する。

また、予定価格設定のための設計額算定に係る参考見積り等の提出を求める場合は、上記同様その旨を工事公告に必ず記載する。

15 技術提案型の情報公開

①技術提案書は、全参加者の技術提案のうち否採用部分を見え消したものを保管することとするが、法人情報として全面非開示とする。

②落札者の技術提案については、技術提案(複写)のうち否採用部分を見え消したものを工事仕様書として使用し、契約書扱いとなることから原則公開。

ただし、提案に非開示とすべき法人情報がある場合は部分非開示とする。

③評価結果は、入札結果調書を公開。・・・・・・(第2号様式)

④審査結果は、審査集計表をすべて公開。・・・・・・(第3号様式)

ただし、各委員の評価点数表については非開示とする。